

太陽光発電施設の立地と土地利用

長岡篤（千葉商科大学）

報告（五十音順）

- ・奥田進一（拓殖大学政経学部）
- ・木村嘉男（但馬米穀株式会社）
- ・倉科昭宏（小田原市 環境部 ゼロカーボン推進課）
- ・錦澤滋雄（東京工業大学環境・社会理工学院）
- ・森田紗世（環境省 大臣官房 環境影響評価課）

コーディネーター：長岡篤（千葉商科大学）

【趣旨】

エネルギー問題、環境問題の解決策として、再生可能エネルギーの導入が進められている。特に太陽光発電施設は、2012年7月のFIT制度の導入により急速に増加し、2021年9月末現在、FIT認定により非住宅（10kW以上）で約67万件、約5,009万kWが導入されている。これらの太陽光発電施設は、林地や農地、市街地の空き地など様々な土地で増加している。また、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置する、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）も、農地転用許可制度に係る取扱いが明確化されたことから、耕作放棄地などの活用を目指して導入が増加している。

しかし、従来の土地利用では太陽光発電施設の立地を想定していなかったことから、森林伐採や周辺農地への影響、斜面地への設置などによる土砂災害発生の危険性、反射光による生活環境への影響、景観等への影響から地域住民との紛争が発生し、訴訟に発展した事例も増加している。そのため、自治体によっては条例やガイドラインなどの策定により、太陽光発電施設の立地を規制・誘導する取り組みが増加している。また、開発規模が30haを越すメガソーラーは、2021年4月に環境影響評価法の対象事業に追加され、50kW未満の低圧設備と呼ばれる小規模施設についても、2020年3月に環境省が環境配慮ガイドラインを作成し、周辺環境への配慮の取り組みが求められている。

本ワークショップでは、太陽光発電施設の増加による現状の課題を踏まえ、地域の土地利用と整合し、かつ住民の合意を得るための今後の太陽光発電施設立地の方向性について、行政、法学と環境政策の研究者、事業者の立場から論じる。

ワークショップの流れは以下のとおりである。

1) 趣旨説明：長岡篤（千葉商科大学）

2) 報告

- ・太陽光発電施設の地域受容性：錦澤滋雄(東京工業大学)
- ・環境省の取り組み：森田紗世（環境省大臣官房環境影響評価課）
- ・太陽光発電施設などの再エネポテンシャルを活かす取組：倉科昭宏（小田原市環境部ゼロカーボン推進課）
- ・ソーラーシェアリングの取り組み：木村嘉男（但馬米穀株式会社）
- ・太陽光発電施設に関する訴訟の現状：奥田進一（拓殖大学）

3) パネルディスカッション

以下の論点について議論することを予定する。

論点 1：太陽光発電施設の立地と土地利用との整合性はどこまでなら許容できるのか

論点 2：地域住民の合意を得ながら太陽光発電施設を立地する方法

論点 3：太陽光発電施設の立地が地域に貢献するための方策

4) フロアーとの質疑応答

5) まとめ

以上